

2025年1月31日

国土交通大臣

中野 洋昌殿

認定 NPO 法人抱樸

理事長 奥田知志

## 居住サポート住宅に関する要望

昨年の通常国会において「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（以下、住宅セーフティーネット法）が改正され、今後「社会保障としての住まい保障」に向けた施策が展開されることを心より期待しておりますとともに、これまでの国土交通省の方々のご尽力に感謝申し上げます。

本年秋の法施行に向けて、準備が進められていると思います。支援現場に身を置く立場として様々な期待と要望を持っておりますが、本日は以下の2点に絞り要望を致します。

### 1. 居住サポート住宅におけるサポート費用について

単身化（世帯全体の38%・2020年）が急速に進む中で、従来家族・身内が担ってきた「サポート」がない状況で暮らす方々が増加しています。

これまで「家族ありき」で制度設計をしてきた日本社会においては、いわゆる「身寄り問題」は、今後あらゆる面で深刻な影響を及ぼすものと考えます。例えば、国土交通省の調べでは民間賃貸住宅の大家さんの7割が高齢者の入居に拒否感を持っていますが、特に単身高齢者の課題への心配が背景にあると考えます。

この度の住宅セーフティーネット法改正により創設される「居住サポート住宅」は、この現状に即した有効な施策であると考えます。その上で、「サポート」に掛かる費用負担をどのように考えるのかは大きな課題

であると思います。

居住サポート住宅における見守り等のサービスを受けるのは入居者であり、それにより日常生活の安心を得ることとなります。一方、大家さんにとっても、日常の見守りや安否確認があることは孤独死などの防止にもつながり、不動産管理上の利点もあると思います。このため、見守り費用や安否確認のためのICT機器の費用など、サポートの費用を大家さん側に負担していただくことにも妥当性があると考えます。

この点について、国としての考え方を明確に示していただくよう強く要望致します。

## 2. 居住サポート住宅とする際の改修費用及び公営住宅の活用への支援について

居住サポート住宅を推進する上での経済的補助の強化とともに、公営住宅等の活用を推進するために、国が地方自治体をサポートする必要があると思います。

居住サポート住宅への補助としては、これまでの改修費補助（バリアフリー化等）に加え、例えば、各地の居住支援協議会が定めた方針に基づく改修を促進していただくよう要望致します。

さらに、空いている公営住宅は地域における資産（アセット）であり、「目的外使用」を積極的に進め、居住サポート住宅としての活用を促進していただくとともに、入居者を低所得者に限定しないことができること、地域づくりなどの観点からコミュニティミックス型での活用もできることを広く周知していただくよう強く要望致します。